

令和2年第3回農業委員会総会議事録

- 1 開 会 日 時 令和2年3月25日（水）午前9時00分
- 2 閉 会 日 時 令和2年3月25日（水）午前9時40分
- 3 場 所 小国町役場 4階 委員会会議室
- 4 出席した委員
1番 大 谷 健 人 5番 安 部 茂
2番 小 嶋 剛 6番 伊 藤 実 千 昌
3番 舟 山 秋 子 7番 横 山 信 一
4番 川 崎 吉 巳
- 5 出席した職員
事務局長 井上伊勢男
事務局次長 渡 邊 久 光
農地調整係長 蛭 谷 マ キ 子
書 記 舟 山 健 太

6 付 議 案 件

議第6号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権設定)

議第7号 農用地利用集積計画の決定について

議第8号 農用地利用配分計画案に対する意見決定について

議第9号 令和2年度小国町農作業賃金・機械利用料金等標準額の決定について

議第10号 耕作放棄地に係る非農地決定について

報第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

その他 農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので本日の会議は成立いたします。ただいまから令和2年第3回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は配布のとおりでございます。会期は本日1日限りとしたいと思います。異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議ないようでございますので、会期は本日1日限りといたします。それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、5番委員、6番委員の両名をお願いいたします。

議 長 それでは議第6号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程いたします。議第6号番号1について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので調査委員から報告をお願いいたします。

4番委員 私から報告させていただきます。23日の月曜日、夕方から■■■さん、■■■さん立会いの下、現地を確認してまいりました。現地の棚田ですが、もっていた図面とは少し変わっていて、直していたようになっていました。この土地は■■■さんのすぐ近く、■■■さん本人も2町歩ほど田んぼを作っていて、そのすぐ近くということで、隣同士のような形ですし、借り受け依頼されたわけですが問題ないということで、■■■さんの息子さんが当初規模拡大してやりはじめたらしいのですが、いろいろな事情で■■■さんにまた切り替えてやり始めたのですが、■■■さんが体調を崩して大変だということで、となりの■■■さんに依頼したいということで、この土地の賃貸契約を結びたいということでした。■■■さんの名義で借りられる土地がもう少しあるみたいですが、それは追々また考えていきたいということで、とりあえずこの3筆を■■■さんをお願いしたいということで、■■■さん自体も大丈夫だということで確認してまいりました。水のこととか、隣近所の農地を確認して問題ないと思いましたので、報告いたします。以上です。

議長 質問がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。無いよう
ございますので、質疑を終結いたします。

採決いたします。議第6号番号1について申請どおり許可することに異議無
い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 異議ないようございますので、議第6号番号1について、申請どおり許可
することにいたします。

次に議第6号番号2の案件につきましては、議事参与の制限に該当しますの
で、農業委員会会議規則第10条の規定により、■番委員に退席を命じます。

(■番委員退席)

議長 それでは議第6号番号2について事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議長 調査委員に調査を依頼しておりますので調査委員から報告をお願いいたし
ます。

6番委員 調査依頼のありました農地法第3条の賃貸借権の許可申請につきまして、3
月の23日に貸人の■■■さんと■■■君とを訪ね、話を聞いてきました。申請
のあった農地は、昨年まで農協を通して■■■君が■■■さんから借りていた
農地だったそうです。改めて3条の許可申請をすることになった農地だそう
です。現地は■■■さんの自宅前で、■■■君が耕作している農地に挟まれた間に
位置しておりました。■■■さんも高齢ではありましたが、契約内容を理解して
おりまして、できる限り長期にわたって貸し付けを希望しておりました。以上の
ことと申請内容から、今まで■■■君が耕作していたこともあり、問題はないも
のと報告いたします。以上です。

議長 質問がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。無いよう
ございますので、質疑を終結いたします。

採決いたします。議第6号番号2について申請どおり許可することに異議無
い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので議第6号番号2について申請どおり許可することにいたします。

(■番委員入場)

議 長 ■番委員に報告いたします。番号2について、申請どおり許可することといたしました。

次に、議第6号番号3及び番号4について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので調査委員から報告をお願いいたします。

5番委員 3番、4番を一括で報告させていただきます。■■■■さんが息子で、■■■■さんが母親ということで、■■■■さん名義の土地と■■■■さん名義の土地があるということで、2件になっています。この土地については去年までは中条の■■■■さんが耕作していた土地です。場所的には越中里から長沢へいくところの中間です。こちらから行くと左側になる土地です。中条の■■■■さんが去年まで耕作していましたけれども、今年からやめるということで、■■■■さんのほうから、■■■■の代表の■■■■さんの方にやってもらえないかという話が合ってこの申請になっているそうです。23日の9時から、息子さんの■■■■さんと■■■■代表の■■■■さん同席のもとに、現地を見せてもらいました。この■■■■さん、■■■■さん名義の土地はすべてつながっている土地でして、そこのところを全部■■■■さんがするというので、■■■■さんも長沢、越中里で一部やっているの、自分たちもつながりの土地のところやったほうがいいということで、引き受けたそうです。■■■■さんのほうも農業は今はやっておらず、すべて貸しているということで、両者納得のもとに今回の申請に至っているそうです。3年後はどうしますかと聞いたところ、追々考えましようとの話でした。周りの土地についても今まで通りほかの人たちはやっているの、今回の申請に関しては問題ないものということで調査してきました。以上です。

議 長 質問がありましたら発言をお願いいたします。ございませんか。無いようでございますので、質疑を終結いたします。

採決いたします。議第6号番号3及び番号4について申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので議第6号番号3及び番号4について申請どおり許可することにいたします。

次に議第7号「農用地利用集積計画の決定について」と議第8号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は、関連がありますので一括上程します。それでは、議第7号及び議第8号について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 それでは、審議のためここで暫時休憩といたします。再開は9時30分といたします。

事 務 局 (説明)

議 長 それでは再開いたします。

議第7号及び議第8号について質問、意見等ございましたら発言をお願いいたします。無いようでございますので質疑を終結いたします。

採決いたします。はじめに議第7号について原案のとおり決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので議第7号について原案のとおり決定することといたします。

続いて、議第8号について原案のとおり承認する旨の意見を付して回答することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので議第8号について原案のとおり承認する旨の意見を付して回答することといたします。

次に議第9号「令和2年度小国町農作業賃金・機械利用料金等標準額について」を上程します。事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 (説明)

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、内容について確認いただき、質問やご意見等ありましたら発言をお願いします。

　　無いようでございますので、議第9号について、原案のとおり決定することに異議無い方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、議第9号について、原案のとおり決定することにいたします。

　　次に、議第10号「荒廃農地に関する非農地の決定について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　　（説明）

議 長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、内容について確認いただき、質問やご意見等ありましたら発言をお願いします。

　　無いようでございますので、議第10号について、原案のとおり決定することに異議無い方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長 　　それでは、議第10号について、原案のとおり決定することにいたします。

　　次に、報第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上程します。報第2号について事務局に報告を求めます。

事 務 局 　　（報告）

議 長 　　その他「農地法第3条第1項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事 務 局 　　（報告）

議 長 　　本日の議案は以上でございます。以上をもちまして第3回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。ご苦勞様でございます。

（午前9時40分）

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和2年3月25日

議 長

署名委員

署名委員